

中学校の教科書では文語文法を

どう扱っているか

平 田 利 晴

序

入学したばかりの高校一年生に、文語文法をどの程度に中学校で学習して来たのかを調査した際、その回答がまちまちであった。そこで、文語文法を教え始める際には、中学校での文語文法の取り扱いかたを是非とも考慮する必要があると常々考えていた。時に、中学校の文法教育について考える機会を得、文語文法の取り扱いかたをテーマに選んだのである。その考察の対象を教科書の記述の範囲に限ったのは、授業の基本的な素材としての教科書での扱いかたによって、実践の仕方も異なってくると考えたためである。教科書は、昭和四十三年展示（四十四年度から使用の予定）のG教科書・K教科書・M教科書・N教科書・S教科書・T教科書の六種類を対象とした。以下、その調査報告と気づいた点などを

中学校の教科書では文語文法をどう扱っているか

述べる。（以下、教科書名はアルファベットのみで示す。補記参照）

1 文法を扱う姿勢の全体像

「学習指導要領」にあるように、教育の場での〈ことばのきまり〉の学習は〈ことばを正しく使い分けることができるようにさせる〉（第2学年 1 目標 ⑥）ためのものだが、六教科書とも概ね設問と解説とを並行させて文法指導を行なえるよう配慮した配置の仕方を採っている。そしてそれには凡そ二つのタイプがある。一つは、例えば一年第五単元の第三小単元末に『ことばの練習』として〈主語はどれか〉探させる設問を置き、その大単元末に『ことばの学習』なる解説文を設けて〈文の組み立て―文の成分―〉を解説するといったような方法を採用しているもの（K）。他の一つは、例えば一年第二単元の第一小単元末に『文法』なる設問を

置き、巻末付録の『ことばの学習のまとめ』という解説文を参照させながら学習させる方法を採用^註したものである(丁)。他の教科書もこのような方法と大同小異である。

註 以上の引例は口語文法の記述である。文語文法の記述の部分も引例しなかったのは、例えば、文語文法に関する独立した解説文のないSにも口語文法に関する独立した解説文はあり、それはTの方針と同じく單元中での設問と関連させられているからである。その教科書が文法を扱う姿勢の全体的な相貌を示すには、文語文法が口語文法よりも比重軽く(それも概してはなはだ軽く)扱われている故に、文語文法に関する記述の部分を例示することは不適当だと考えたのである。

2 扱われている場所と扱いかた

そこで、文語文法がどれ程のウエイトを占めてどのように取り扱われているのか、を調査したものの要点を表にすると、別表のようである。(次頁参照)

この表で注目される点の一は、Sに独立した解説文がないということである。このことを、「学習指導要領」(第3学年)「第3指導計画作成および学習指導の方針 7」の「ことばに関する事項の学習は具体的な、言語経験をを通して行うようにし、機械的な暗記、形式的な文例の学習に陥らないように特に留意して指導する」という精神の直接的な反映だとのみ考えて済みますことはできない。なぜなら、口語文法に関しては『ことばのきまりと働き』という

独立した解説文を一学年に三回ずつ設けているからである。このことからすると、設問を通して、より具体的に文語文法に触れさせようとする方針に徹し、解説文よりも設問に重点を置いたために解説文のウエイトが軽くなったということは、少し意味あいを異にするものと考えねばならぬ。つまり、文語文法を扱っている比重が少ないということなのである。これは、Tについても言えることである。

注目されるその二は、独立した解説文を設け、比較的くわしく記述しているG・Mの場合、「付録」乃至「参考」^註という形で扱っていることである。更に、Kでは、前者のように巻末に記述せず、大單元末に二回、設けているが、前者のそれよりボリュームが少ない。前者はKよりそのボリュームが多いかわりに、單元中の解説文は皆無に近い。

こういふことから、中学校の教科書においては、文語文法を「軽く触れる程度」に扱っていることが判らう。また、少し詳細に記述している教科書であっても、文語文法は、口語文法のように表面だって取り上げることせず、教材を扱う際の「参考」程度として取り上げているのである。

それでは、このようなウエイトで扱われている文語文法は、一体、どの程度までにその内容に触れられているのか。取り上げている品詞・品詞以外で取り上げているその他の事柄、を紹介する。

	教科書名 教材名・頻度・場所・形式、など
G	<p>『ことば』・△三年三回・大単元のあと・付録を参照させながら少しの解説を加えて設問する形式 『練習』・△二年四回・三年四回・小単元のあと・設問形式 『学習のてびき』・△三年二回・小単元のあと・設問形式 『教材の下注』・△三年八回 『付録』・(『文語と口語のおもな違い』・△三年・解説文形式)</p>
K	<p>『ことばの練習』・△二年四回・三年四回・小単元のあと・設問形式 『ことばの学習』・△三年二回・大単元のあと・解説文形式 『学習のまとめ』・△二年一回・小単元のあと・設問形式 『学習の手びき』・△三年一回・小単元のあと・設問形式 『付録』・(『ことばの練習のまとめ』・△三年・巻末・『ことばの学習』に対応する設問形式・『ことばのきまり一覧表』・△三年・巻末・活用表)</p>
M	<p>『文法の学習』・△三年一回・大単元のあと・『文法』と対応させた設問形式 『学習のてびき』・△三年一回・小単元のあと・設問形式 『文法』・(『参考』・文語には、どんなきまりがあるか)・△三年・巻末・解説文形式 『付録』・(『ことばのはたらき一覧表』・△三年)</p>
N	<p>『文法の学習』・△二年一回・三年二回・大単元のあと・簡単な解説文形式 『付録』・(『用言の活用表』・△二年・文語・口語対照表・『文語の助詞・助動詞』・△三年・表形式) その他・(『教材』・△三年一回・『学習の手引き』・小単元のあと・設問形式・『学習資料』・△二年・解説文形式)</p>
S	<p>『ことばの学習』・△二年一回・三年三回・小単元のあと・簡単な解説文つきの設問形式 『練習』・△二年一回・三年一回・大単元のあと・設問形式 『学習のために』・△一年一回・二年一回・小単元のあと・解説文形式 『教材の下注』・△三年二回 『学習のたすけ』・△三年一回・設問形式 『付録』・(『用言の活用表Ⅱ』・△二年・三年・口語と文語との対照)・『ことばの学習のまとめ』・△三年・解説文形式・『文語助動詞の活用表』・△三年)</p>
T	

中学校の教科書では文語文法をどう扱っているか

3 取り上げられている品詞

例えば、どの教科書にも扱われていそうな動詞を例に採ってみると、S・G・Mなどは、〈動詞〉なる用語を使って謂わば直接的に解説しているが、TとNとは〈用語〉なる言葉で一括りとして謂わば間接的に扱っていて、そろった解説の仕方をしていない。この点は他の品詞においても同様である。

以下、それぞれの品詞についてどういう解説・設問の仕方をしているか、を順次紹介する。

動詞・解説文のないSでは、例えば三年の第五单元に〈文語の動詞と助動詞〉として『ことばの学習』を二回設けているが、

一 次の——の動詞を、口語の動詞に言い換えてみよう。／しきみをゆらりと越ゆるを見ては、

のような程度に動詞の意味を問うものと、

二 次の——の語は文語の動詞の終止形であるが、これに当たる口語の終止形と形を比べてみよう。／1 旅をすみか

とす。(以下略)

といった、終止形を問うものがある。中学校で文語文法を扱う事は是非は暫く置き、文語文法学習が古文をより深く読み解き・味わうためにその言葉の持つ通則性を論理的に認識・把握するところに本来の意義を持つという立場に立って見れば、この程度では不十分であろう。N・Tなどでも先に少し触れたように極めて

簡単に扱われており、その点では同様である。が、「学習指導要領」の△具体的な、言語経験を通して行う▽方針に従えば、この程度が限度であるように思われる。

独立した解説文のある教科書を見ると、例えばGでは『ことば』で三年の第六单元と第十二单元に一回ずつSと同様にして動詞に關しての設問を施し、それを解くための参考として「付録」の『文語と口語のおもな違い』という一文がある。それには、

文語と口語で文法上いちばん大きな違いのあるのは、活用のあることば(動詞・形容詞・形容動詞・助動詞)で、その次は助詞の使いかたである。／それらのおもな相違点を列挙してみると、次のとおりである。

として、

〔動詞の活用〕

1 口語でいわゆる音便の形で言うところを、文語では音便の形で言わないほうが普通である。／うちひかりて (以下

の例は省略)

2 口語では見られない活用のしかたがある。(同右)

(7) 四段・ラ変・ナ変・下二段・上二段などという活用の

種類のあること、

(4) 四段・上二段・下二段以外は終止形・連体形の形が違

うことである。

(一筆者註) 文語・口語を対照させたそれぞれの活用の種類の

活用表を掲げて)

3 口語の仮定形は、「ば」がついて仮定条件を表わす。文語の已然形は、既定条件を表わす。たとえば、口語の「行けば」は「行ったならば」「行くと」などの意で、文語の「行けば」は「行ったので」の意となる。文語で仮定条件を表わすには、未然形に「ば」をつけて「行かば」とする。(形容詞・形容動詞についても同じ。)

のような解説がある。Mでは更に詳しく、三年巻末の『へ参考』文語には、どんなきまりがあるか』で口語動詞の活用の仕方(の例)を掲げて文語動詞のそれと対照させながら、活用の種類の名称の所以まで説明する。

そして、こういった解説文を十分に理解しきるためには相当量の設問が要るけれども、それだけのスペースは設問に与えられてはいない。例えば、Mならば、活用の種類についての前記のような解説文を施しているのだから、それを真に理解させようとするのなら、活用の種類を判別させる設問が要るのだが、それがない。つまり、纏まった解説文のある教科書においても、一応の記述だけはしておき、といった程度の「広く浅く」取り扱いはのである。以下の品詞についても、同じような設問・解説の仕方なので、簡単に要点のみを述べる。

形容詞・S・N・Tには纏まった解説文がなく、K(三年第七單元末『ことばの学習』—活用の仕方の解説)—・G(『文語と口語のおもな違い』—活用の種類の解説)—・M(『参考』文語には、どんなきまりがあるか)に、纏まった解説文がある。

りがあるか』—Gに同じ)に、纏まった解説文がある。

形容動詞・その扱い(または形容詞の場合)とはば同様で、触れる内容も同程度である。

形容詞も形容動詞も、動詞と同じく、例えばTのように、「付録」の『活用表』くらいでしか扱わぬものから、Kのようにク活用・シク活用・ナリ活用・タリ活用の別に触れるものまであるが、いずれにせよ、動詞の項で述べた所見が相当する程度、或いはそれ以下の程度の取り扱いである。

助動詞・Sのように、「ぬ」「せ」「させ」等の語義を問う(三年第五單元『ことばの学習』、『練習』)だけのものから、G(『口語と文語のおもな違い』—種類(十三種類)や活用形などの解説)やM(『参考』文語には、どんなきまりがあるか)『Gと同程度』)のように比較的くわしく記述したものまである。

事の是非を論ずるのは別にして、「学習指導要領」にあるように、中学校の文語文法教育が、教材に付随して軽く触れる程度のものだとするならば、或いはSの程度で止めておくのがよいかとも思う。そうではなく、一応、文語文法もひとわり知らせねばならぬのだという立場に立つのなら、G・Mの程度でもなお不十分だと思ふ。助動詞の機能を十分に把握させるためには、〈受け身〉〈自発〉(G)云々といった用語と、その二・三の例を示すだけでは不十分であって、その理解を全うし得るだけの設問が要るのであるまいか。

助詞・口語と違って省略が多いといった「省略」を認識させるS

・K程度のものから、Gのように、その意味と用法（文語と口語のおもな違い）―格助詞・接続助詞・副助詞・終助詞―を解説するものまでである。Mの記述を見ると、

……「の」が連体修飾語になる点や……「の」が主部を示す点、口語と同じである。また、「へ」が連用修飾語を示す点も同じである。（―筆者註―以下「が」「は」「に」を同様にして解説して）／このように、文語と口語の助詞には、同じものもあれば、異なっているものもある。また、ことばは同じだが、文語と口語とで意味の違うものもある。「飛び急ぐさへあはれなり」の「さへ」がそれで、これは、「急いで飛んでいくようすまでが」という意味である。／そのほか、文語の助詞には、「だに」「すら」「なむ」「のみ」「ゆ」「ゆり」など、口語にないものが少なくない。

といった程度に解説している。比較的くわしい記述のある教科書でも、この程度であって、文語文法そのものの記述としては必ずしも体系的ではない。

他に前記以外の品詞（代名詞や感動詞など）も扱われているが、それは、その品詞そのものを解説しているのではなく、語義の理解が目的であったり、文章読解に付随したものであって、その時々に応じて述べたものである（例えば、Sの三年第五単元『練習』―現代語に直させる設問―やKの三年第二単元『ことばの練習』―教材から現在ないものを採らせる設問―やG・Tの教材の下注など）。

4 取り上げられているその他の事柄

各教科書が共通して取り上げているのは、かなづかい・語義、である。

かなづかい・〈文語文に親し〉み〈古典に興味をもち、祖先のもののかえかたや感じかたにふれる〉（G―二年第十二単元『学習のめあて』）ためには先ずすらすら読めねばならない。そこで、例えばKの『学習の手びき』に〈(5)……原文をよく読んで、朗読してみよう〉（二年第九単元）とあるように、どの教科書も繰り返し読ませたり音読させたりすることを取り上げており、教材にも、Tを除いて、現在使用されていないかなづかいの部分にルビをふっている（例えば、Kならば、〈朝あけて船より鳴れる太笛のこたまはながし並みよろふ山〉―二年第八単元のように）。そして、解説文の少ないSでも、

一、「敦盛の最期」の原文を読んでいく時、書いてあるかなのとおり（5）に読まない部分があるのに気づいたであろう。こうしたかなづかいを「歴史的かなづかい」と呼んでいる。これらは、元来そのとおりに発音されていたのが、長い間に、発音に変化が起こったものである。……（二年第九単元『ことばの学習』古文のことば―）

というように取り上げており、Kでは『ことばの学習5』で〈古文のことばのきまり〉として〈歴史的かなづかい〉の項を設け

(三年第七單元末)、(1)現代かなづかいにないもの・(2)ワ・イ・ウ・エ・オと読むもの・(3)ジ・ズと読むもの・(4)長音に読むもの、を解説している。G・M・Nともに大同小異である。

古文のことに關する記述としては、次に述べる語義に關するものと共に、この、かなづかいに關する記述が他の事項と比して頻繁に取り上げられる傾向がある。そしてそれは、概ね解説文形式よりも設問形式で多く記述される。これは、読み慣れさせることに重点を置くことよって古文を把握させようとする傾向が如実に反映したものと云えよう。

語義・例えば、Sにはへことは時代とともに変化していくものである。今の時代に使われなくなったもの、形の上では同じでも意味が変わっているものなどに気づいたであろう(二年第九單元『ことばの学習』)として、(現代のことにば直してみよ)(三年第五單元『練習』)といった設問がある。このような設問は、各教科書とも共通して多く施している。このことは、先の「かなづかい」(読み)と共に、古典の世界へ入る(内容の理解)ための前提条件だからであろう。

省略・例えば独立した解説文のないSでも(古文は、主部などの成分や、体言につく助詞の省略が多い。現代語訳の(一)の部分に注意して、何が補われているか調べてみよう。また、どんな助詞が原文のどの部分に対して補われているかを確かめてみよう。)(二年第九單元『ことばの学習』)というようにして、折に触れて取り上げている。これも前記二項目と同様に古文を読み解くため

中学校の教科書では文語文法をどう扱っているか

の最低条件である故に、設問形式で取り扱われる頻度は多い。解説文形式で取り扱っているものの一例を示すと、例えば、M(『参考』文語には、どんなきまりがあるか)では、

口語では、主語や修飾語を示す助詞をはっきりさせるが、文語では、「日入りはてて」「馬の口とらへて」のように、主語や修飾語を示す助詞などを省くことがある。また、「雁などのつらねたるが」「いと小さく見ゆるは」のように「の」や「こと」が省かれて、用言の連体形を中心とした文節や連文節が、そのまま体言のように用いられることがある。……

のように解説している。G(『文語と口語のおもな違い』)でもK(『ことばの学習5』)でも同程度のものである。

係り結び・Iでは『学習のために』(二年第十四單元)等で口語と(ことばの使い方の違うものVとして解説を簡単に加えているだけで、係り結び、という用語を使つての解説はしない。総体的にIは文語文法に關する記述が少ないけれども、こういった程度のものから、更に詳しいものまである。例えばSでは、(古文には、「係り結び」というきまりがある。文中に「ぞ・なむ・や・か」という強意や疑問などの意味を持つ助詞が出ると、それを受ける文末を連体形で結び、「こそ」という強意の助詞が出ると、文末を特殊な形(文語で已然形と言ふ)で結びきまりである。/次の各文の語は何形で結ばれているか、あとに添えた活用表で調べてみよう。/……)(二年第九單元『ことばの学習』)といった記述がある。これは係り結びの機能を前面に押し出した解説ではない。機能を

前面に押し出して解説している教科書には、N（三年第五單元『文法の学習』・M（『参考』）文語には、どんなきまりがあるか）・G（『文語と口語のおもな違い』）等がある。Mを例に採って示せば次のようである。

……(7)指示・強調のはたらきをする場合と、(1)疑問・反語のはたらきをする場合とがある。（以下略）

しかし、いずれのケースにせよ、この程度の解説では、係り結びの法則・機能を十分に理解させ、それをより深い古文読解に結びつけることはできないだろう。

活用・文語と口語とは活用の仕方が違うということについては、Sでは、終止形を問う（例えば、三年第五單元『ことばの学習』）設問があるけれども、前項「係り結び」で引例したへ（文語で已然形と言う）という、係り結びに関する解説の中では記述がある程度で、なぜ仮定形と已然形の相違があるのかは解説しない。Tも大同小異である。K・G・N・Mでは解説している。例えばGなら、本稿第二章の「動詞」の項での引用文のように解説しており、K（三年第七單元末『ことばの学習』）でも同程度に扱っている。M等でも大同小異である。

その他、敬語の問題などをも取り扱っている教科書（例えばG一年第十二單元『練習』・文末の言い表わし方を問う設問の形式で）等があるけれども、これらは、教材の下注と同様、教材読解の必要に応じて出されたものである。

5 問題点など

纏めを兼ねて、言い残しの感じた点などを幾つか拾ってみた。先に第二章で述べたように、文語文法が「軽く触れる程度」ないし「教材読解の（参考）程度」に取り上げられていることは、第三章以下の報告からも首肯できよう。その原因を仮に「学習指導演領」に求めるならば、次のような記述であろう。それは古典教材の取り扱いについて、〈基本的なものに適宜触れさせ、古典に対する関心をもたせるように留意する〉（第3学年 第3 3）としている。が、その〈基本的なもの〉とは何であり〈適宜触れさせ〉るとはどうすることなのか、曖昧である。それに伴ない、文語文法の取り扱い方についても、〈……取り扱う文語文を読むのに必要があれば触れる程度にとどめる〉（第3学年 第3 7）と述べていて、やはり〈必要があれば〉という記述が曖昧である。また、そういった相違が出てくるのではあるまいか。

次に、先の種々の引例に見られる通り、いずれの教科書も、殆ど口語文法との比較で解説している。これは、口語文法から入って口語と比較しながら文語文法を学習することが生徒にとって一つの入り易い文語文法理解への道であるという点からくるものであろう。その指導技術の工夫に些かの余地はありながらも（例え

ば、口語文法と文語文法の単なる並置では却って生徒を混乱させるだけだ(首肯ざるべきものである)。

更に、用言やその活用形の取り扱い方について考えておかねばならぬことは、例えば動詞の学習にせよ、先述した程度の、四段階用だの下二段活用だのといった活用の種類の名称だけ知っているも、そのみでは前述の文法学習本来の意義から見た文法学習そのものとしては不十分だということである。文法学習がへことはを正しく使い分けることができるようにさせ、へ生活に必要な国語の能力を高め、……言語生活の向上を図る(学習指導要領)ためのものである以上、大事なものは、活用の種類の名称そのものを覚えることよりも、その言葉が如何様な意味・機能を持っているかということを理解することなのである。だから、六種類の教科書の中で比較的くわしい記述のある教科書のように解説を加えてみても、それが「広く浅く」といった域を出ぬものである(第三章など参照)以上、先に述べたような文法学習本来の意義を全うすることに直結しない。

また、文語の文章を理解するためには、助詞・助動詞の意味・機能を熟知することが必要だが、その取り上げかたも「広く浅く」の程度である。そしてそれが接統の仕方などによって意味の大きくなっていくケースのある以上、活用語を自在に活用させようようになってこそ、活用形の学習の意義なのだが、それが極く僅かしか取り上げられていないのである。いずれにもせよ、全般的な傾向の一として、比喩的に言えば、四段階動詞が一語でればとりあ

中学校の教科書では文語文法をどう扱っているか

えず下一・上一……段動詞からカ変・サ変動詞……まで一応の解説をしておく、といった程度の解説文の内容であることなどから「広く浅く取り上げ、軽く触れる」程度に文語文法が扱われているということは首肯できよう。

もっとも、かなづかいや語義や省略などに関しては、それが文章読解のための最も初歩的な事柄である故に、解説文のみでなく設問なども多く施されている。

そこで、全般的な傾向の二として、教科書に付随した形で現代語訳に必要な範囲の取り扱い方をしていることが数えられよう。第三には、へ特に留意せねばならぬへ形式的な文例の学習に陥る傾向の見えることである。例えば前章の係り結びの項で少し触れたように、係り助詞に対応する文末の活用形を問う設問などにそれが見られるが、大事なものは、そういったことではなくて、係り結びの持つ独特のニュアンスを味わうことなのである。

以上、中学校の教科書における文語文法の取り扱い方を見てきたわけだが、総体的に、他の教材との関連において文語文法が「学習指導要領」の……取り扱う文語文を読むのに必要があれば触れる程度にとどめる位置にあること、仮に文語文法を学習させることによって、より深く古典の世界を味わわせようとするのなら不十分であること、だけは言えよう。そして、そこに残る今後の課題として卑見の一・二を述べれば、例えば口語文法だけは確実に教えて文語文法には触れずに古文を読むだけに止めておくなど

の方向を考えることは許されぬものであろうか。そして、学習内容の程度に深浅のあつた事実から見て、高校で教え始める際には、全く学習していなかったものとして初歩から教えるのが妥当と考へるが、その場合、例えば、歴史的かなづかいの読み方だけは確実に学習している、という前提のもとに始められるような、中高の一貫性が望まれる。

〈了〉

〔補記〕・使用教科書の記号は出版社の頭文字である。示せば次のとおり。

五〇

- G・学校図書株式会社「中学校国語」
- K・教育出版株式会社「新訂中学国語」
- M・光村図書出版株式会社「中等新国語」
- N・日本書籍株式会社「中学国語」
- S・三省堂「中学校現代の国語新版」
- T・東京書籍株式会社「^訂新しい国語」